

箕面市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

地域就労支援事業などの雇用・労働施策を推進しており、引き続き大阪府や大阪労働局をはじめとする関係諸機関と連携しながら雇用の確保・拡大に取り組むとともに、商工会議所などと連携して良質な労働環境の整備に努めます。(地域振興部商工観光課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

就職困難者等の就労支援施策として地域就労支援事業に取り組んでいますが、市でできることが限定されるため、引き続き大阪雇用対策会議で掲げられた事業と連携を図りながら施策の強化に努めます。(地域振興部商工観光課)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

就労支援を行う地域就労支援事業において、就職困難者等が抱える様々な就労阻害要因を解決していくためには、大阪府をはじめとする関係諸機関との連携はもとより、市においても福祉部門など関係部署との連携が必要不可欠なことから、引き続きこれら関係諸機関・関係部署と連携を図りながら事業の充実強化に努めます。(地域振興部商工観光課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働者や事業主等を対象にセミナーの開催やニュースの発行等により情報提供に努めています。今後も様々な機会を通じて周知に努めるとともに、労働相談の実施や労働基準監督署など関係機関との連携によって労働関係法が遵守されるよう努めます。(地域振興部商工観光課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度について、工事系についてはすでに試行しているところですが、業務系については、他の自治体の先行事例等を研究し、改めて本市が総合評価入札制度を導入することのメリット・デメリットについて、関係部局で協議しています。

なお、本市標準契約書においては、最低賃金法の遵守を受注者の責任として規定しています。
(総務部契約検査課、人権文化部人権政策課、健康福祉部障害福祉課、
地域振興部商工観光課)

(6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

仕事と生活が両立しにくい現代において、これらの調和の推進が課題となっており、昨年、国においてその実現に向けた国民的な取り組みの大きな方向性を示す「憲章」と「行動指針」が策定され、本市においてもセミナーの開催やニュースの発行等により引き続き周知に努めます。

(地域振興部商工観光課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

「箕面市中小企業事業資金融資」(大阪府市町村連携型中小企業資金制度)を設けています。この制度は大阪府制度融資を活用し、府の預託金に本市の預託金を上乗せする形で府制度より利率を低く設定するとともに、原則保証人不要であることから、小規模企業者にとって利用しやすい制度となっていますが、緊急制度や今後の中小企業を取り巻く経済状況の変化等を踏まえ、さらなる効果的な対応を進めていきます。(地域振興部商工観光課)

(1)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

「箕面市工事請負指名競争入札参加者選定基準」等に基づき、指名競争入札を行う場合の参加者の選定については市内に本店のある業者・市内業者を最優先で選定しています。

(総務部契約検査課)

(2) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

国が作成した下請二法や下請ガイドライン等に係る案内・パンフレット等を窓口で配付するとともに、商工会議所の窓口でも配付をお願いすることで、市内の各小規模企業者に情報提供が十分なされるよう努めています。

(地域振興部商工観光課)

3. 行財政改革施策

- (1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。
- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
 - ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
 - ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
 - ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
 - ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。
- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。
- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(一括回答)

(1)～(4)について、「安心・支えあい最優先」「子育てしやすさ日本一」「緑・住みやすさ最先端」のまちをめざし、これらのビジョンを市民に示しながらまちづくりを進めており、生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」は本市がめざすビジョンに欠かせないものです。持続可能な行財政運営によって市民生活を支えながら、市民・事業者・行政が協力して充実させていくべきと考えています。これらビジョンを実現するために、まちづくりを支える健全な行財政運営が必要であり、平成20年10月に改革特命チームを設置し、現状の分析と今後の取り組みを

検討しているところです。

また、改革特命チームによる緊急プラン素案は市役所内部で調整・確定したものではなく、できるだけ早い段階で本市の財政状況を市民・議会及び職員に情報提供し、各方面で議論してもらうためのたたき台です。今後も、情報を公開し、議論を通して市民等の理解を得ながら、改革を進めていきます。

なお、地域の実情に即した行政運営の実現のためには、地方分権の推進が不可欠です。府や国に権限移譲及びそれに伴う税源移譲を積極的に求めていきます。

(市長公室経営改革担当、政策企画課)

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

休日・夜間を含む救急診療についてはER（救急総合診療部）を設置し、二次救急医療を担う地域の中核病院として救急患者の受け入れを行っています。また、医師会との連携で休日診療を併設するとともに、豊能地域4市2町で豊能広域こども急病センターを設置し、近隣病院と輪番で後送病院としての役割を担うなど、地域における連携体制に努めています。

小児科・産科をはじめ医師不足は全国的な問題となっており、医師の確保については病院独自の採用を行うとともに、現在、医師の負担軽減を図る対策に取り組んでいます。また、結婚や出産で医療現場を離れた医師・看護師の復職対策として、院内保育所の設置とともに、職場復帰においてスキルアップ研修を実施しています。

今後も引き続き、医師・看護師の確保に向けた取り組みとともに、地域との連携を含め、良質で安全な医療提供体制の維持に努めていきたいと考えています。（市立病院事務局経営企画課）

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修等については、基本的には都道府県等が中心となって実施していますので、必要に応じ大阪府と連携を図ります。介護サービス事業者に対しては、介護保険法等の規定に基づき適切な運営がなされるよう、指導・監督に努めます。

(健康福祉部介護認定・事業者指導担当)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

国においては、来年4月から障害者自立支援法制度の抜本的な改正を行うべく見直しが進められています。本市としては、今後の国の動向を注視し、利用者負担については法の範囲内で軽減を図るとともに、見直しが講じられてもなお残る課題については市長会等を通じて引き続き国・府に要望していきます。(健康福祉部障害福祉課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスの対策については、顕在化するまでの対応方法や心の健康づくり等について周知・啓発していくとともに、池田保健所と連携し相談機能等の充実を図っています。今後も、市広報紙「もみじだより」及び市ホームページ等への掲載や、池田保健所等の関係機関と連携しながら相談支援体制の強化に努めていきます。(健康福祉部健康増進課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生き育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

平成19年度から20年度にかけて公立保育所において80名、民営化保育所において20名の定員増を実施しました。今後はさらに民間保育所と連携し、市内民間保育所の定員増を検討していきます。(子ども部幼児育成課)

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

一時保育・休日保育を引き続き実施していきます。また、病後児保育については定員の弾力的な運営を実施していきます。(子ども部幼児育成課)

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

安心して子育て・子育てができる環境をつくり、地域における子育ての支援拠点として、中央と西部の2ヶ所に子育て支援センターを設置しています。

主な事業としては、子育て親子の交流の場の提供や子育てサロン・サークル・地域ボランティアへの支援、子育て相談・講習会や情報の提供等、主に在宅養育家庭の親子を対象に育児支援を行っています。今後は、民間子育て支援団体の活動状況や幼稚園・保育所等の地域支援の動向を勘案しながら地域の子育て支援のネットワーク充実について検討しています。

(子ども部子ども支援課)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

民間保育所に対し、運営費の15%の補助・長時間保育に対する補助・0歳児保育に対する補助・子育て支援等保育士事業補助・看護師配置補助等の補助金を引き続き交付していきます。

(子ども部幼児育成課)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、各小学校で学童保育を実施し、かつ、全児童を対象とした放課後の子どもたちの居場所づくりとして、「自由な遊び場開放事業」を展開しています。また、平成20年4月から、子育てと仕事の両立支援及び安全な居場所を確保することを目的に、学童保育の午後7時までの延長も実施しています。

児童の安全確保を図るため、引き続き全小学校に1名の警備員を配備する予定です。また、地域の皆様や保護者の協力を得て、「子どもの安全見守り隊」など安全対策を進めていきます。

(子ども部子ども支援課、教育推進部学校管理課)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

これまで大阪府と連携しキャリア教育をはじめ様々な取り組みを推進しており、今後とも、大阪府と連携して進めていきます。また、学校と地域・企業（団体）との連携を進めており、「ものづくり教育」に関する機会や情報についても提供していきます。

なお、小学校1・2年生は、大阪府の制度として現在35人学級編制をしています。

(教育推進部学校教育課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

平成17年4月に「児童家庭相談援助」の窓口を置き、児童家庭相談への対応を開始しました。平成18年4月には、関係機関ネットワークの拡大とより広い範囲での児童虐待対応の実現を目的に箕面市児童虐待防止ネットワークを箕面市要保護児童対策協議会に改組し、さらに平成19年4月には、児童家庭相談援助をより専門的に実施する窓口として「子ども家庭相談室」を設置し、要保護児童対策協議会の事務局として関係機関との連携に努めるとともに、相談・支援の機能強化を図っています。

(子ども部子ども家庭相談室)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

改正DV防止法において市町村の努力義務規定となった基本計画については、次期「市男女協働参画推進計画」の策定とあわせて検討します。配偶者暴力相談支援センター機能の設置については、DV被害者保護が一定の広域対応を必要とすることから、大阪府や北摂各市との連携により検討を進めます。

(人権文化部男女協働参画課)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

「男女共同参画行動計画」の推進に関しては、引き続き大阪府との連携・協力を進めつつ、市の推進計画をベースに地域の実情に合った取り組みを進めていきます。

(人権文化部男女協働参画課)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

平成12年に「箕面市地球環境保全行動計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標に向けて様々な取り組みを実施しています。本計画は、京都議定書における削減目標とも密接に関係しています。これらの計画目標を達成するためには、道路交通網の整備、公共交通の利用推進、省エネルギーに対する市民への啓発は重要な要素の一つであり、今後も計画目標達成に向け様々な取り組みや施策を実施していきます。

(都市環境部都市環境政策課)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

「箕面市ごみ処理基本計画」において、3Rの推進をはじめ、ごみの減量化・分別収集の徹底・リサイクル率の向上等について実現性の高い目標を定めるとともに、その実現方策についても試案を含め記載し、施策の充実を図っています。現在は7種分別による直接資源化(家庭ごみ)、環境クリーンセンターにおいて中間処理後の資源化等に取り組んでいるほか、ペットボトルやプラスチック製容器包装はリサイクル加工業者等に引き渡し再商品化するなど資源化を推進しています。

食料廃棄物の削減及び有効活用については、公共施設(小学校・保育所)から排出される食料廃棄物の生ごみ堆肥化を行っています。

今後は、特に事業系ごみの3R推進に取り組む予定です。

(都市環境部資源循環課)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の

安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所標識については、広域避難地・一時避難地・避難所のすべてにすでに設置済みです。避難誘導標識については、市立小・中学校のほか、市の公共施設を避難所として、ハザードマップの全戸配布及びホームページ等において周知を図っていますが、現時点では設置していません。

避難場所については、広域避難地3地域・一時避難地84ヶ所・避難所41施設・特別避難施設19施設を指定していますが、特に避難所については、今後は民間施設等の活用も含め、避難場所の確保に努めていきます。

緊急医療体制については、箕面市医師会と協力するとともに、市立病院などを市災害医療センターとして位置付け、地域の医療機関との調整などで災害対応します。また、重傷患者等に対する診療機能を有する地域災害医療センターとしては大阪府立千里救命救急センターなどを位置付けており、両センターの協力・連携により災害対応にあたることになることから、今後とも緊密な協力体制を進めていきます。
(市長公室市民安全政策課)

公共施設の耐震化を計画的かつ確実に実施するため、平成20年5月に「公共施設耐震化計画」を策定し、市立小・中学校などの避難所となる施設の耐震化を優先的に実施するよう取り組んでいます。なお、災害時の一時避難所となる小・中学校の屋内運動場の耐震化については、平成20年9月にすべて完了し、耐震化ができていない一部校舎についても、平成27年度までに完了する予定となっています。
(都市計画部建築住宅課、教育推進部学校管理課)

土石流対策については、事業主体である大阪府と連携しながら推進していきます。

河川改修では、準用河川・普通河川については、施設の安全性を高めるよう河川機能の保全と環境に配慮した河川施設の補修を行ってくとともに、一級河川については、河川管理者である大阪府に機会があるごとに要望していきます。
(都市環境部公園みどり課)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

治安対策については、これまでも箕面警察署をはじめ箕面市安全なまちづくり推進協議会や箕面市防犯委員会などと連携をし、パトロール活動や防犯キャンペーン等の啓発活動に取り組んできましたが、最近の犯罪情勢なども踏まえ、関係機関との一層の連携強化を図ることにより、安全なまちづくりの推進に努めていきます。
(市長公室市民安全政策課)

「大阪府警安まちメール」「箕面市市民安全メール」の配信等大阪府の取り組みや、市が箕面警察署と調整し地域住民の協力のもと子どもたちを見守る事業として次の事業を展開しており、今後においても継続していきます。

- ・登下校時の子どもを地域で見守るための、「子ども110番」設置事業、PTA・青少年を守る会防犯委員・福祉関係団体等のパトロール

- ・ 青少年指導員・守る会等を中心とした危険箇所・問題箇所点検活動
- ・ 各校区守る会による「青色防犯パトロール」
- ・ 「子どもの安全見守り隊」実施事業 (子ども部子ども支援課)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

平成13年から箕面市農業経営者連絡協議会を中心に、地産地消の取り組みとして、大阪北部農業協同組合とタイアップして年2回の朝市を実施しています。この朝市をきっかけとして、農業団体等が中心となり平成18年から地産地消の気運は大いに高まり、現在市内で大小11ヶ所の朝市が開かれています。今後ともこの朝市について、市ホームページを活用したPRに努めるとともに関係機関とも連携しながら推進していきます。(地域振興部農政課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権救済のための法整備は、人権尊重の社会を実現するうえで重要かつ必要なことです。人権擁護を的確・総合的に推進するため大阪府ならびに大阪府市長会と連携して、実効性のある法の早期制定に向けて国に対して要望しているところです。

また啓発については、本市独自の活動も含め啓発活動を広域的に取り組むことで、明るく住みよい地域社会の創造をめざします。(子育て・人権部人権推進課)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

日本国憲法の原理である「平和と民主主義」「基本的人権の尊重」の精神を具体化していくことが行政の責務であると認識しており、「箕面市非核平和都市宣言」や「箕面市人権宣言」等の趣旨に基づき、「平和」をはじめとして「人権」「国際理解」「福祉」「環境」等を一体的に捉えた「ヒューマンコミュニティみのお推進事業」を市民と協働して実施してきました。

今後とも、全庁的に人権行政を進めるとともに、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを市民との協働で推進していきます。(人権文化部人権政策課)